

ひがしまつしま

●生活関連情報P2 ~ P5
●がんばろう！東松島P6 ~ P7
●卒業式・閉園式P8

東北楽天ゴールデンイーグルスの被災地訪問に集まった大曲ドリームズの選手たち(4月8日、大曲小学校で)



がんばろう！東松島

支え合い、力を合わせ

市長あいさつ

この度の東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

3月11日発生の東北地方太平洋沖地震と大津波から1カ月あまり経ち、現在、市では特にご自宅を流失・倒壊された皆様の住宅を確保することと、膨大な災害ごみの処理にあたっております。また、本市の基幹産業であるノリやカキなどの養殖業、農漁業への被害は甚大であり、生活再建策についても早急に立てなければならぬと考えております。

応急仮設住宅への入居希望がとても多いなか、まず市内約50カ所の地区センターを開放するほか、近隣市町の公共施設を提供いただき、仮設住宅ができるまでの臨時避難所の確保を進めてまいります。

今回の東日本大震災は、これまでの地震災害と比べて過去最大規模で被害も大きく、本市でも多くの尊い命が犠牲となりました。心からご冥福をお祈りいたします。

いまだ行方のわからないご家族も多数おられますので、これまで同様、自衛隊、消防団をはじめ関係機関と連携し、引き続き捜索にあたります。市では、今後の具体的な復興プラン策定に着手しておりますので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

東松島市長 阿部 秀保



税金

平成23年度市税等納税通知書の発送

平成23年度市税等納税通知書の発送は、8月以降を予定しています。ただし、4月の公的年金から天引きされる介護保険料、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料ならびに個人住民税については、すでに特別徴収義務者である日本年金機構に公的年金から天引きするよう通知している関係上、中止が困難なため、通常どおり天引きされます。保険料の減免を行う方に対しては、減免決定後の保険料の額と公的年金から天引きした額との差額を納税通知書発送時に調整します。また、減免については、決定次第お知らせします。

■問 税務課住民税班 ☎内線1135～1139

市税等の納期限の延長について

1. 後期高齢者医療保険料(平成23年3月31日の納期限延長)

全市民を対象に、平成23年3月31日が納期限となっている市税等の納期限を当分の間延長し、3月31日の口座振替を停止しています。延長期限は、災害復旧の着手や交通・通信の回復状況を見ながら後日決定します。また、被害が甚大な方(住宅の全壊、半壊、流失など)については、さらに徴収の猶予などを行います。詳細は改めてお知らせいたします。

2. 市県民税(特別徴収)の納期限の延長

平成23年3月分(4月11日納付期限)～5月分(6月10日納付期限)は、特別徴収義務者の申請により納期限を延長しますので、被災された方は相談ください。延長期限は、災害復旧の状況を見ながら後日決定します。

3. 法人市民税の申告および納期限の延長

平成23年1月決算(申告・納期限平成23年3月末)以降の事業所で被災され申告・期限内納付が困難な方は、期限を延長しますので相談ください。

■問 税務課住民税班 ☎内線1135～1137

石巻税務署で通常業務を再開

石巻税務署の業務を4月6日(水)より再開しています。受付時間は8時30分から17時まで(月～金曜日)。なお、申告・納付等の期間が延長され、延長後の期限は改めて国税庁ホームページでお知らせします。

■問 石巻税務署 ☎22-4151(音声ガイダンスで「2」を押して話してください)

被災者支援政府特例案を検討中

政府が東日本大震災の被災者支援の税制特例措置として、現在、次の減税などが検討されています

■固定資産税の免除 土地、家屋の2011年度固定資産税が免除

■被災者が住宅、車輛、船舶を購入する際の取得税などが減免されます

・被災住宅に変わる住宅を2021年3月末までに取得した場合、被災住宅の土地面積と床面積相当分の不動産取得税が免除

・自宅が倒壊、流された場合の住宅ローン減税の継続。住宅を新たに取得した際のローン残高を元の住宅ローン残高に加えて再計算する措置の追加

・車輛を失った人には、車検残存期間に相当する納付済みの自動車重量税を還付し、車輛を新たに取得する時には2014年3月末までは自動車取得税を免除し、初回車検時の自動車重量税も免除

・船舶、航空機を失い新たに取得する場合は、所有権保存登記の登録免除税の免除

・企業の震災損失は2年間さかのぼって計上可能とし、それに応じた法人税の還付

■寄付金

・震災関連に限って2013年までの3年間、取得税の控除限度枠を現行の年間所得の40%から80%までの引き上げ

■NPO法人への寄付に対する税制優遇制度を新設

・NPO法人に対する寄付のうち、政府が指定する「指定寄付金」について、所得税の25%相当額を上限に、寄付金額の一定割合を本来の税額から差し引く制度の新設

国民年金保険料の免除について

今回の震災により、国民年金保険料の納付が困難な場合は保険料が免除されます

■特例免除適用条件 住宅、家財、その他の財産について被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であるとき

■申請に必要な書類 ①年金手帳 ②印鑑 ③国民年金被災状況届 ④所得証明書(平成22年1月1日以降転入した方…前住所地から) ⑤口座振替をしている場合は、通帳と届出印 ⑥住所の異なる方が申請する場合は委任状

■問 石巻年金事務所 ☎22-5117 市民課保険年金班 ☎内線1128

住宅

消毒用石灰の配布

自宅周りの消毒用の石灰を配布していますので、希望者は各市民センターまで受け取りに来てください

■配布場所 矢本東・矢本西・赤井・小野市民センター、野蒜は中下・浅井地区センター

■問 農林水産課農政班 ☎内線2140

被災された方の上水道・下水道の手続き

今後、上水道・下水道などの使用状況(見込み)について、電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。その際には氏名・住所・電話番号、そして「水道使用水量等通知書(検針表)」をお持ちの場合はその「お客様番号」もお知らせください。なお、上水道・下水道の使用料などの詳細につきましては、後日お知らせいたします

■問 石巻地方広域水道企業団西部管理事務所 ☎83-2274

応急仮設住宅の入居申し込み締め切りせまる

■対象 今回の災害により住家が流失・全壊または大規模半壊で、居住する家がなく、自己の資力では住宅の確保が困難な世帯

■募集住宅 プレハブ住宅、雇用促進住宅、市外の民間賃貸住宅(全て応急仮設住宅の扱いとなり、入居期間は原則2年間です)

■受付期限 4月18日(月)17時まで

■場所 市役所本庁舎1階 福祉課、鳴瀬庁舎1階 ロビー

■必要なもの ①り災証明書・印鑑(印鑑がない方は拇印で可)

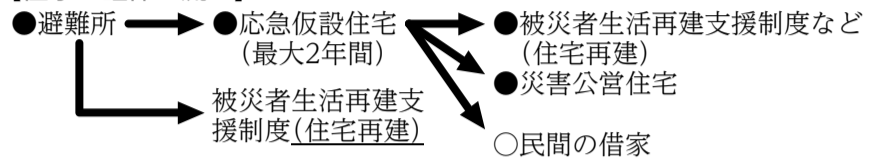
※住宅の応急修理制度を活用し、住宅修理した方は申し込みできません。

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

住宅が津波などで流失・全壊した方へ

現在、市では住家の無くなった方を最優先に応急仮設住宅を準備しています。国でも住宅再建の支援政策などを発表していますので、今後の住家確保の参考にしてください。

【住家の確保の流れ】



●応急仮設住宅

■応募締め切り 4月18日(月)19時まで

■場所 市役所本庁舎1階 福祉課、鳴瀬庁舎1階 ロビー

■必要なもの 印鑑(印鑑がない方は拇印で可)

■入居期間 2年間 ■入居費 無料(光熱水費は別)

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

●被災者生活再建支援

被災者生活再建支援制度については3ページ左下をご覧ください。

●災害公営住宅

災害公営住宅については現在検討中です。

住宅の応急修理制度の申請と相談

今回の災害で全壊、大規模半壊、半壊した住宅を市が業者に依頼し、一定範囲内で応急修理する制度です。 ※一部損壊は対象になりません。

■対象 以下の全ての要件を満たす世帯 ①全壊、大規模半壊または半壊の被害 ②応急修理を行うことにより避難の必要がなくなること ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

■所得制限 ●全壊、大規模半壊の世帯は所得制限なし ●半壊の世帯は前年の世帯全体の年収などが以下のいずれかに該当する世帯 ①収入額(年収)が500万円以下の世帯 ②収入額(年収)が500万円超700万円以下の世帯で、世帯主が45歳以上の世帯・要援護世帯 ③収入額(年収)が700万円超800万円以下の世帯で、世帯主が60歳以上の世帯・要援護世帯

■応急修理の範囲 居室・炊事場・便所などの日常生活に必要で欠かせない部分、緊急を要する箇所 ①屋根・柱・床・外壁・基礎など ②ドア・窓などの開口部 ③上下水道・電気・ガスなどの配管・配線 ④衛生設備

注1)地震(津波含む)の被害と直接関係のある修理のみ対象です 注2)内装に関するものは原則として対象外です 注3)家電製品は対象外です

■限度額 ①1世帯あたりの限度額は52万円以内です ②同一世帯(1戸)に2世帯以上が居住していても、52万円以内です

■日時 4月20日(水)～当分の間 ■受付時間 9時～17時

■場所 本庁舎1階、鳴瀬庁舎1階

■必要書類 ①り災証明書(写し) ②住民票(謄本)など(居住住宅の所在・世帯構成が確認できるもの) <半壊の場合提出>③前々年の総所得金額の所得証明書(世帯全員分) ④要援護世帯の場合は証明書類

※建築基準法第84条の建築規制区域も補助対象になります

■問 震災復旧対策室

相談

災害相談窓口

震災で被害を受けた方への相談窓口を開設しています。

■時間 9時～17時 ■場所 本庁舎1階正面玄関ロビー

■内容 震災被害に関する各種相談 ■問 災害対策本部 ☎内線1437

安否確認窓口はこちら

行方不明者の安否確認窓口を開設しています。

■時間 9時～17時 ■場所 本庁舎1階正面玄関ロビー

■期間 開設中 ■問 災害対策本部 ☎内線1437

法務局職員による「法務なんでも相談」を行います

■日時 4月26日(火)～27日(水) 11時～16時

■場所 市役所本庁舎1階市民室

■相談内容 建物滅失、権利書の紛失、会社の実印紛失などの相談

■問 仙台法務局石巻支局 ☎22-6188

選挙

宮城県議会議員一般選挙の日程延期

震災に伴い、4月10日執行予定の宮城県議会議員一般選挙が延期になりました。日程が決まり次第、市報などでお知らせします。

■問 選挙管理委員会事務局 ☎内線1215

生活関連情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

震災による被害状況 4月12日現在

死者・行方不明	死者 931人	行方不明	調査中
ライフライン被害			
電気(4月12日現在)	22,574戸中	復旧箇所	16,036戸
ガス漏れ 不明			
水道(4月12日現在)	15,007戸中	復旧箇所	10,189戸
家屋被害	全壊・半壊・破損	不明	
道路被害	市内全域	不明	
避難所・人数など	市内59箇所	4月11日現在	3,792人

ライフラインの確保

- 電気に関して …東北電力(株) ☎0120-175-966 ☎95-9961
- 固定電話に関して…NTT東日本(株) ☎113 携帯0120-444-113
- 携帯電話に関して…加入契約している電話会社へ
- 水道に関して …石巻広域水道企業団西部管理事務所 ☎83-2274
- ガスに関して …自宅で利用している燃料店・ガス店へ

生活支援

被災世帯への生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

- 貸付限度額 10万円以内(特別事情の場合は20万円以内)
- 利率 無利子 ■連帯保証人 不要
- 償還方法 貸付終了後、1年間を返済準備期間(無利子)とし、返済準備期間経過後2年以内に毎月均等償還もしくは一括償還で返済
- 受付日時 4月11日(月)～当分の間 10時～15時
- 場所 市社会福祉協議会(市老人福祉センター内)
- 必要書類 1.身分証明書(運転免許証、健康保険証、年金証書など)
2.実印(お持ちでない場合は、認印または拇印でも可)
3.預金通帳またはキャッシュカードなど振込口座が確認できるもの
- 問 宮城県社会福祉協議会 ☎022-225-8478
市社会福祉協議会 ☎83-2851

災害援護資金貸付のお知らせ

災害により負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主で、一定の所得要件を満たしている方に対し、生活再建の資金貸付を行います。

- 対象者 災害により負傷または住居・家財に被害を受けた方
- 関係書類の配布・受付場所 市役所東庁舎1階 福祉課、鳴瀬庁舎1階 総合支所
- 受付時間 9時～17時
- 貸付限度額 1世帯あたりの貸付限度額
- 1)世帯主に療養期間が1カ月以上の負傷がある場合 ア.負傷のみ 150万円
イ.家財の損害が1/3以上で、かつ住居の損害がない場合 250万円 ウ.住居が半壊 270万円(特別事情の場合 350万円) エ.住居が全壊 350万円
- 2)世帯主に負傷がない場合 ア.家財の損害が1/3以上で、かつ住居の損害がない場合 150万円 イ.住居が半壊 170万円(特別事情の場合 250万円)
ウ.住居が全壊(エの場合を除く) 250万円(特別事情の場合 350万円)
エ.住居の全体が滅失または流失 350万円
- 据置期間 3年間(特別事情の場合5年間) ■利率 年3%
- 償還期間 10年間(据置期間を含む) ■償還方法 年賦もしくは半年賦
- 連帯保証人 市内在住の連帯保証人1人が必要です
- 申請手続き 申請書類配布は4月4日(月)からですが受付は4月18日(月)～
- 貸付時期 貸付決定者に直接お知らせします
- 問 福祉課福祉総務班 ☎内線1174

被災者生活再建支援制度(最大300万円助成)

被災者生活再建支援制度については、国から詳細内容が届きましたら再度お知らせします。

- 対象 1.住宅が全壊した世帯 2.住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3.災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯 4.住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な(大規模半壊)世帯
- 支援金支給額 ●被害程度による支援金 1.全壊 100万円 2.解体 100万円 3.長期避難 100万円 4.大規模半壊 50万円 ●住宅再建方法による支援金 1.建設・購入 200万円 2.補修 100万円 3.賃借 50万円
- 日時 4月20日(水)～当分の間 ■受付時間 9時～17時
- 場所 本庁舎1階、鳴瀬庁舎1階 ■問 震災復旧対策室
- ※住宅を賃借した後、居住住宅を建設・購入(補修)する場合は、合計200(100)万円

生活物資の個人向け配布のお知らせ

震災被害を受け避難所以外にいる方で、購入が困難な方に生活物資の配布を行っています。

- 配布場所・時間・物品
- 市民体育館 9時～16時 紙おむつ(大人・子ども)、粉ミルク、生理用品など
- 矢本子育て支援センター「ほっとふる」 9時～16時 寄付された衣類
- ※4月18日以降は平日のみの受付になります

NHK受信料の免除・請求延期

東日本大震災におけるNHK放送受信料の免除・請求延期が行われます。NHKでの調査により、免除・請求延期の手続きをしますので、特に現時点でNHKに連絡いただく必要はありません。

- 対象 災害救助法が適用された区域内で、半壊・半焼・床上浸水以上を受けた、または避難勧告・指示・退去命令を1カ月以上受けている契約世帯

弔慰金、見舞金

災害弔慰金、災害障害見舞金を受け付け中

災害弔慰金

災害により亡くなられた市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

- 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- 弔慰金額 ア.生計を主として維持していた方が死亡した場合500万円
イ.その他の方が死亡した場合250万円 ■支給時期 未定
- 手続き 4月4日(月)～調査票の配布と内容説明・受付開始

災害障害見舞金

災害により精神または身体に重度の障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給します

- 受給者 災害により次のような重度の障害を受けた方
- 【対象の障害程度】 ・両眼が失明した方・咀嚼(そしゃく)および言語の機能を失った方・神経系統の機能または精神や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時要介護状態の方・両上肢をひじ関節以上で失った方・両下肢をひざ関節以上で失った方など
- 見舞金額 ア.生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合 250万円 イ.その他の方の場合125万円
- 手続き 4月4日(月)～調査票の配布と内容説明の受付開始
- 支給時期 未定(支給決定者に個別にお知らせします)
- 問 福祉課福祉総務班 ☎内線1174

日本財団から弔慰金・見舞金支給を開始

■支給対象者 今回の震災で死亡または行方不明で、被害時に東松島市内に住所を有していた方の遺族・親族の代表者

※親族とは、原則として配偶者または1親等(父母・子)の方ですが、いない場合は同居など、生計を共にしていた親族も対象になります。

- 弔慰金・見舞金の額 死亡者 1人あたり 50,000円
- ※今回は亡くなられた方を対象に弔慰金支給を行います。行方不明の方が対象の見舞金は、当日申請の後、確認が取れ次第、市から支給します。

- 手続きの日時・場所 ●4月15日(金)～16日(土) 11時～15時 市役所本庁舎西側駐車場内プレハブ仮設事務所 ●17日(日) 11時～15時 市役所鳴瀬庁舎 2階201会議室

※今回、支給を受けられなかった方に対しても、後日、広報などで日時をお知らせし、再度、受け付けますので、安心してください。

- 持参するもの
・印鑑 ・申請人の身分証明書(運転免許証・健康保険証など) ・死亡届のコピー(提示可能な場合のみ) ・死亡者、行方不明者との関係を示す証明書
- 問 日本財団 東北地方太平洋沖地震災害支援センター ☎0120-65-6519
市福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

被災地拾得物の返還

- 返還受付期間 4月12日(火)～30日(土) 毎日
- 貴重品関係
- 公開時間帯 9時～正午 ■場所 小野保育所(小野字中央地内)
- 方法 拾得物のリスト(所有者が判明している物件の所有者名のみ)を現地で公開。該当物件は本人確認の上で引き渡し
- 写真、位牌関係
- 公開時間帯 9時～正午 ■場所 西福田地区体育館(西福田字古堂)
- 方法 物件を各自で自由に閲覧していただき、該当物件があった場合は、持ち帰っていただく。
- 金庫・高額現金 石巻警察署会計課(☎95-4141)で対応
- 問 防災交通課防災交通班 ☎内線1162・1163

空き家・車を狙った盗難が発生

ー石巻警察署からのお知らせー

震災の避難で空き家になったところを狙い、家財や車のガソリンの盗難が発生しています。警察署では夜間も定期パトロールなどを強化しています。

定期的に自宅を確認したり、1人ではなく複数人で行動するなど、盗難にご注意ください。

- 問 石巻警察署 ☎95-4141

自宅の片づけなどで路上駐車をしている方は緊急車両の妨げになるので、絶対に路上駐車しないようにしてください。

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

ごみ

可燃ごみ収集日程

現在、一般家庭からの可燃ごみを週1回、各地区集積所から収集しています。
■日時 毎週1回 朝8時まで集積所に出してください<日程は下記のとおり>
■対象ゴミ 一般家庭からの可燃ごみ(分別していないごみは収集しません)
 ※不燃ごみ・資源ごみなどは、まだ収集しませんので、各家庭に保管ください。

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

【可燃ごみ収集日程表】

■月曜日…上町一、上町二、上町三、立沼、道地、鹿妻一、鹿妻二、下浦、作田浦、北区官舎、駅前、手招、上小松、小松台 小野上、小野下

■火曜日…南二、南四、南五、南六、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、横沼一、横沼二、筒場、横沼東、横沼西、中下、浅井、川下、上下堤

■水曜日…下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、関の内一の一部(下町二集積所隣)、大溜、東大溜、河戸、上河戸一、上河戸三、上河戸四、塩入、表、中(緑ヶ丘は木曜日)、小分木、大島、大塩市民センター、裏一、裏二、里北、里南、月浜、大浜、室浜、新東名北、新東名南、東名元場、東名新場、大塚

■木曜日…南新一、南新二、南一、柳西、柳北、南緑、中(緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目)、南浦宿舍、浜須賀、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、往還上、往還下、平岡、浜市

■金曜日…若葉、市役所、上河戸二、関の内一、関の内二、関の内三、西新町、四反走(集会所含む)、前里、前柳、沢田、下小松、谷地、肘曲、西福田下、西福田上、根古、新田、高松

■土曜日…新川前、南三、柳上、柳下、五味倉、上納、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、松島基地、洲崎、新町、亀岡西、亀岡東、亀岡南、各避難所

※指定袋以外でも中身が見える袋であれば構いません。

津波による災害ごみ無料回収のお知らせ

個人対応できない市民からの要望に応えるため、津波により、自宅敷地内に流入したガレキ・泥や津波により被災した畳・家具・家電製品を回収します

■ごみの出し方 庭先あるいは交通の支障にならないよう道路際に集めて、「災害ごみ」と表示してください

■回収時期 2～3カ月(順次回収しますが、災害ごみの量が膨大なため時間がかかります。災害ごみの量が予想以上の場合、期間を延期して回収します)
 ※各地区を数回に分け回収しますので、片付けた都度出しても構いません

■対象ごみ ●津波により流されてきたガレキ・泥など
 ●浸水などにより使えなくなった畳・タンス・テレビなどの家具や家電製品
 ※今回の回収は、災害ごみに限定します。一般家庭可燃ごみは従来どおり、集積所に出してください

■回収業者 市建設業協会加盟業者

■その他 一般家庭からの災害ごみの直接受入も引き続き行っています

●時間 9時～12時/13時～16時 ●場所 大曲浜県有地 (株)ヤマニシ西側

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

自動車関連

自宅に流入した自動車の撤去処理

津波により流出した自動車については、基本的には所有者が回収することになります。所有者がどうしても回収できないものについては一時的に市で撤去・保管しますが、台数が非常に多数のため完了は年内いっぱいかかる予定です。

■問 災害対策本部 ☎内線1437・1438

自動車運転免許の有効期限の延長

東日本大震災の影響で運転免許を更新できなかった場合、有効期限が切れても、当分の間運転できます。ただし、震災発生前に有効期限が切れているときは対象外です。

■有効期限の延長期間 8月31日まで

■問 宮城県警・石巻運転免許センター ☎83-6211～6212

自動車保険の延長

任意保険については、契約した損保会社により契約更新の猶予期間が異なりますので、契約会社まで問い合わせください。

自動車の廃車の手続き

ナンバープレートと車検証と印鑑証明・実印を用意し東北運輸局宮城運輸支局に提出が必要です。自動車が流されて行方不明などの場合は、東北運輸局宮城運輸支局までご相談ください。

■問 国土交通省 東北運輸局宮城運輸支局 登録部門 ☎050-5540-2011

平成23年度軽自動車税納税通知書の発送時期

軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限を延長する予定です。平成23年5月1日有効期限の納税証明書は引き続き大切に保管してください。なお、身体障害者などの軽自動車税の減免申請についても、納税通知書の発送日延長に伴い、期限を延長し、納税通知書発送後に受け付けします。

■問 税務課住民税班 ☎内線1138

車検有効期間の伸長～国土交通省からのお知らせ

車検証に記載の「使用の本拠」が該当地域にある自動車は、震災による影響で当面車検を受けることが困難であるため、「有効期間の満了する日」が、平成23年3月11日～5月10日までの車両は、5月11日まで伸長されます。また、当該車両の自賠責保険の契約期間についても、継続検査を受けるときまでに契約すれば良いことになります。

■問 国土交通省 東北運輸局宮城運輸支局 登録部門 ☎050-5540-2011

交通

仙石線の代わりにJR臨時代行バスを運行

■期間 当面の間

■区間 JR仙石線石巻駅～市内JR各駅(下表参照)～松島駅(東北本線)

■料金 JRの切符を車内で購入(定期券も可)

■定員 50人程度 **■運行時刻** 下記の表のとおり

■問 (株)JR東日本 列車運行確認専用電話 ☎050-2016-1600

石巻駅⇒東北本線松島駅行き					東北本線松島駅⇒石巻駅行き						
駅名	便名	102便	104便	106便	108便	駅名	便名	101便	103便	105便	107便
石巻駅		9:00	11:00	14:00	16:00	松島駅		9:00	11:00	14:00	16:00
陸前山下駅		9:05	11:05	14:05	16:05	陸前小野駅		9:18	11:18	14:18	16:18
蛇田駅		9:09	11:09	14:09	16:09	鹿妻駅		9:21	11:21	14:21	16:21
陸前赤井駅		9:27	11:27	14:27	16:27	矢本駅		9:28	11:28	14:28	16:28
東矢本駅		9:34	11:34	14:34	16:34	東矢本駅		9:34	11:34	14:34	16:34
矢本駅		9:42	11:42	14:42	16:42	陸前赤井駅		9:39	11:39	14:39	16:39
鹿妻駅		9:45	11:45	14:45	16:45	蛇田駅		9:57	11:57	14:57	16:57
陸前小野駅		9:49	11:49	14:49	16:49	陸前山下駅		10:01	12:01	15:01	17:01
松島駅着		10:09	12:09	15:09	17:09	石巻駅着		10:09	12:09	15:09	17:09

ミヤコーバス臨時バス「仙台～石巻便(矢本経由)」の運行

(株)ミヤコーバスは、震災対策として、臨時運行を実施しています。強い余震や高速道路の通行止めなど、運行状況により運休する場合がありますので、詳しくは(株)ミヤコーバスまで問い合わせください。

■期間 4月11日(月)から当分の間毎日 上り7便・下り6便

■区間 石巻駅前または大街道新橋(始発・終点)～矢本・市コミュニティセンター前～仙台駅前(さくら野百貨店前33番乗り場、始発・終点)

仙台駅発は、イオン石巻・蛇田歩道橋経由で石巻駅または専修大終点

■運賃 片道700円(大人) 350円(子ども) ※回数券2枚・10枚綴あり

■運行時刻

【上り】矢本発5:46→仙台駅前着6:50、矢本発6:36→仙台駅前着7:40、矢本発7:16→仙台駅前着8:20、矢本発8:16→仙台駅前着9:20、矢本発9:16→仙台駅前着10:20、矢本発15:46→仙台駅前着16:50、矢本発17:16→仙台駅前着18:20

【下り】仙台駅前発9:07→矢本着10:14、仙台駅前発13:37→矢本着14:44、仙台駅前発16:07→矢本着17:14、仙台駅前発17:37→矢本着18:44 仙台駅前発18:37→矢本着19:44、仙台駅前発19:37→矢本着20:44

※臨時バスは石巻・矢本・仙台間を運行するので、石巻・矢本間などの途中下車・途中乗車はできません。

例)上り便で石巻駅前から乗車し、矢本・市コミュニティセンター前で降車

■乗車券販売 窓口・バス車内で販売します

■問 (株)ミヤコーバス本社 ☎022-771-5310(平日9時～17時30分)

障害者福祉タクシー券および介護用品助成券交付

障害者福祉タクシー券(1年分24枚)と介護用品助成券(1年分12枚)は、どちらも5月中旬に交付を予定しています。今まで該当者に個人通知を送付していましたが、23年度は、市報によるお知らせのみになります。

詳細は、今後発行される市報によりお知らせします。

■問 障害者福祉タクシー券:福祉課障害福祉班 ☎内線1177～1179・1191

介護用品助成券:福祉課介護保険班 ☎内線1193

図書館休館のお知らせ

■休館の期間 今回の震災による建物などの被害により、当分の間休館します

■地震・津波等による資料の破損・汚損があった方へ

今回の震災で図書館から借りていた本やビデオ・CDを汚損・破損または紛失した方は図書館まで連絡ください

■震災前の資料の予約・リクエストについて

本の予約・リクエストについては、現在閉館中のため一時中止します

■問 図書館 ☎82-1120(8時30分～17時)

※上記時間外においては職員は避難所対応で不在になります

市報ひがしまつしま月2回発行のお知らせ

市報は平成23年4月から毎月1日と15日の月2回発行になります。

1日号は従来どおり行政区長から各班の班長を通じて配布の予定ですが、15日号は新聞折り込みと各家庭直接の配布になります。しかし、現在の市内状況から届くまでに時間がかかることが想定されます。5日経っても、自宅に届かない場合は近くの市民センターに予備が置いてありますので、そちらを利用いただくか、市役所本庁舎・鳴瀬庁舎でも配布しています。

■問 総務課秘書広報班 ☎内線1212・1219

生活関連情報

教育

学校再開に向けてのQ&A

Q1. 学校再開日と年間の授業時数は？

A. 始業式は小・中学校ともに4月21日(木)です。入学式などの詳しい日程は各学校(園)の玄関先に掲示してありますのでご覧ください。授業時数は9日間分不足していますので、夏休み4日間・冬休み3日間の短縮や土曜日午前授業2日(4回)で補う予定です。

Q2. 児童生徒の教科書や学用品は？

A. 流失した教科書や学用品の一部は国から支給されます。民間からもランドセルや文具類が寄せられていますので、希望者は各学校に連絡してください。

Q3. 学校給食の開始は？

A. 4月21日(木)から給食を実施しますが、給食センターも被害を受けたため、当分の間は「パンと牛乳」「米飯弁当」などの予定です。給食費以上にかかる費用は市が負担します。

Q4. 授業再開にあたっての避難者への配慮は？

A. 4月21日(木)からの授業再開に向け、教室からの移動協力に感謝します。移動先は市民センターや地区センターで受け入れをしていますが、状況に応じて特別教室や体育館・武道館の場合もあります。子どもたちの学習機会の保障のためご理解・ご協力をお願いします。

Q5. 避難所にいる児童・生徒の通学手段は？

A. 指定避難所や指定集合場所からのスクールバス・民間バス利用などの手段を確保します。

■問 学校教育課学校教育班 ☎内線1271

社会体育施設・小中学校運動施設(校庭含む)利用開放中止

被害の小さい社会体育施設は復旧作業を行いますので、当分の間、休館(休園)します。また、小・中学校運動施設(講堂および校庭など)についても、修繕や安全確認、学校が再開し落ち着くまで、当分の間、利用開放を中止します。

■問 生涯学習課スポーツ振興班 ☎82-9030

健康

乳幼児健康診査および予防接種の延期

この度の災害に伴い、予定していた「乳幼児健康診査」および「各種予防接種」について、しばらくの間延期することになりました。今後は予定が決まり次第、対象者に周知します。

■問 健康推進課健康推進班 ☎内線3109・3110

災害を体験した方への心のケア 県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」

災害を体験した方々の心のケア・相談のための電話ホットラインが開設されました。一人で悩まず、お話してみませんか。 ※平日、土・日曜も対応

■相談先 昼間(9時～17時) ☎0229-23-0302

早朝(6時～9時)と夜間(17時～2時) ☎0229-23-3703

■問 宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-0021

赤ちゃん訪問をはじめます

新生児・産婦訪問指導を再開します

■内容 発育・発達確認と母乳・育児相談の家庭訪問

■場所 希望する場所(避難所も可能)に保健師または助産師が伺います

■申し込み 矢本保健相談センターに電話で申し込み(あわせて、通常どおり出生連絡票を郵送・提出してください)

■問 健康推進課健康指導班 ☎内線3106・3108

母子健康手帳の交付

■対象 妊娠された方、震災で母子健康手帳・母子健康手帳別冊をなくした方ただし、再交付は平成19年4月2日以降に生まれた子どもに限ります。それ以前に生まれた子どもの再交付については、別途、案内します。

■場所 矢本保健相談センター

■申し込み 事前に電話での予約が必要です

■問 健康推進課健康指導班 ☎内線3106・3108

介護サービス利用料などの支払いの猶予

介護サービスの利用料などの支払いが所定の理由で困難な方は、サービス事業所等に申し立てをすれば、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払いを猶予することが可能となりました。

1) 被保険者または主たる生計維持者の住宅、家財、その他の財産に著しい損害がある場合

2) 主たる生計維持者の死亡、行方不明、重い障害、長期入院により著しく収入が減少した場合

3) 原子力災害対策特別措置法の規定による避難または退避を行った場合

4) 被保険者または主たる生計維持者の業務の廃止、休止または失職し、現在収入がない場合

※当該被保険者が他市町村に転入した場合も同様に取り扱います。

■問 福祉課介護保険班 ☎内線1194・1197

市内医療機関の情報

●休日診療担当医院のお知らせ

■日時・医院名・電話番号

4月17日(日) かしわや内科クリニック ☎83-2003

24日(日) うつみレディースクリニック ☎84-2868

29日(日) わたなべ整形外科 ☎84-2323

5月1日(日) ししど内科クリニック ☎83-8830

3日(火) 加藤医院 ☎82-2030

4日(水) 永沼ハートクリニック ☎82-6680

5日(木) 藤野整形外科 ☎83-2121

8日(日) みやぎ東部循環器科 ☎82-9930

●鳴瀬中央医院が診療再開

■開始日 4月18日(月)～ ■診療日 月～土曜日 ※4月29日は休診

■診療時間 9時～12時 ■場所 小野市民センター応接室

●宮戸クリニックが診療再開中

■開始日 4月14日(木)～ ■診療日 毎週木曜日

■診療時間 9時～12時 ■場所 奥松島縄文村歴史交流館

■問 医療法人徳会真壁病院 ☎82-7111

※佐幸内科胃腸科小児科医院(新東名)と藤野内科整形外科医院(野蒜)は未開業です。

●24時間体制の救急患者診療病院

■真壁病院 ☎82-7111

■仙石病院(泌尿器科、脳神経外科) ☎83-2111

■石巻赤十字病院 ☎21-7220

■問 健康推進課健康推進班 ☎内線3102

健康増進センター「ゆぶと」無料入浴開放

健康増進センター「ゆぶと」では、被災した市民向けに、4月13日(水)から無料入浴開放を実施。入浴人数の都合上、地区による受入日が決められていますので、詳細は「ゆぶと」まで問い合わせください。

■実施日時 4月13日(水)～ 9時～19時45分(最終受付時刻)

■問 健康増進センター「ゆぶと」 ☎84-3855

証明書

市民課窓口では各種証明証を発行しています

戸籍謄本・抄本など各種証明書を発行しています。転入・転居などの受け付けも行っていますので、ご利用ください。

■問 市民課窓口サービス班 ☎内線1122

「被災証明書」と「り災証明書」発行のお知らせ

●被災証明書…災害の事実を証明する書類

被災証明書とは、住家以外の全ての被害を証明するもので、被災した場合の休業証明など各種制度の手続きに必要な証明書です。

●り災証明書…住家の被害状況を証明する書類

り災証明書とは、市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。税金や公共料金などの減免や控除・支払い猶予・建物の修復に銀行などから借り入れする場合や利子引き下げなどに必要な証明書です。津波被害は即日交付。地震被害もある場合は調査後、後日交付になります。

■受付期間 4月4日(月)～当分の間 9時～17時

■場所 本庁舎1階 101会議室、鳴瀬庁舎1階 ロビー

■必要なもの 印鑑を持参ください(印鑑がない方は拇印で可)

※なお、電話・郵送での発行は当面行いませんので、ご注意ください。

■問 災害対策本部 ☎内線1437・1438

事業者用融資制度活用にかかる「り災証明書」発行

この証明書は被害のあった事務所、工場、設備などの被害状況を証明するもので、資金の借り入れのみに使用可能な証明書です。津波被害は原則即日交付、地震被害もある場合は調査後、後日交付になります

■日時 4月11日(月)～当分の間 9時～17時

■場所 鳴瀬庁舎1階 商工観光課

■必要なもの 印鑑(印鑑が無い方は拇印で可)

※被害設備などの状況を示す写真をお持ちください(例:流失により設備が無い場合、流失前の設置場所の撮影写真)

■問・申し込み 商工観光課商工政策班 ☎内線2162・5151

遺体安置所と死亡届

■場所 小野地区体育館(検視および安置所)

■時間 9時30分～18時

※なお、災害での死亡届は混乱を避けるため、本庁舎市民課が窓口です。

■死亡届の問い合わせ 市民課窓口サービス班 ☎内線1122

手話通訳を必要とする方にお知らせ

●手話通訳員を配置します

聴覚障害者で手話通訳を必要とする方に、り災証明書の発行や応急仮設住宅入居の申込手続きを行う際のコミュニケーション支援の手話通訳員を配置します。

■配置場所 市役所本庁舎1階内 ■配置期間 4月16日(土)～23日(土)

●手話通訳員が避難所を巡回します ■巡回期間 4月24日(日)～5月13日(金)

■問 福祉課障害福祉班 ☎内線1178・1179・1191

支援の輪続々…そして復旧・復興に向けて



北の大地から友情をこめて

1



7



3



2



5



4



6



8

- 1 H23.3.31 北海道更別村から救援物資と激励の村旗が贈られました
- 2 3.18 救援物資搬入作業に矢本一中の避難者が協力
- 3 3.25 図書館前で吉野家の牛丼炊き出し支援
- 4 4.1 秋田県由利本荘市理容ボランティアの皆さん
- 5 4.5 元プロレスラー 蝶野正洋さんが避難所訪問 (大塩市民センター)
- 6 3.23 矢本東小学校でブルーインパルスのパイロットがお菓子をプレゼント
- 7 4.7 山形県寒河江市議会の議員有志による炊き出しボランティア
- 8 3.31 モンゴル民族文化基金によるモンゴル料理炊き出し



9 H23.4.5 アントニオ猪木さんが避難所訪問 (小野市民センター)

10 3.20 孤立していた宮戸島で宮戸小学校卒業式が行われました

11 4.11 矢本中央幼稚園入園式で元気良く返事をする園児たち

12 4.3 秋田県大仙市大曲青年会議所有志など 8 人が B 級グルメのボランティア炊き出し

13 3.24 京都府城陽市からの炊き出しと地元ボランティア

14 3.30 航空自衛隊や陸上自衛隊による支援活動

15 4.8 東北楽天ゴールデンイーグルス選手 9 人が被災地応援のため大曲小学校を訪問

16 3.30 フランツ=ミカエル・スキョル・メルビン駐日デンマーク大使災害見舞い

17 4.8 東北楽天ゴールデンイーグルス田中^{まさひろ}将大選手と記念写真

18 3.31 モンゴル民族文化基金 (ガンドシ理事長) と在京東松島会桜井政文会長が災害見舞い

19 3.28 日米共同浴場「ニューヨーク」(小野市民センター)

20 3.30 山形県東根市の土田正剛市長が災害見舞い



がんばろう!東松島



憧れの選手に会えて
勇気をもらいました



旅立ち 卒業式・閉園式

3/24 開催

City View!

▶「飛び立とう、未来信じて」―卒業生は力強い歌声で「旅立ちの日」を披露しました



未来への希望胸に

小野小学校 卒業式

小野小学校の卒業式が3月24日に同校体育館で行われ、出席した児童に卒業証書が手渡されました。体育館入口には協力して作り上げた卒業記念の壁画が飾られました。卒業生1人ひとりの版画の似顔絵と「絆」「6-1」の文字を、桜の花びらで彩った壁画は、保護者らの目を引いていました。

また、卒業生の歌では、未来への希望を胸に、「旅立ちの日」を堂々と歌い上げました。



元気な歌声響く

大曲幼稚園 閉園式

大曲幼稚園の閉園式が3月24日、矢本中央幼稚園で行われました。大曲幼稚園の園舎は大津波による被害を受けましたが、子どもたちは元気な姿を見せ、「さよならぼくたちのようちえん」とお別れの歌を披露しました。

園児8人のうち県外に避難した2人を除く6人が出席し、修了証書を受け取りました。閉園式で思い出のDVDを見ながら、38年にわたる園の歩みを振り返りました。

◀大曲幼稚園の閉園式が開かれ、園児6人が出席しました

▶卒業生1人ひとりに卒業証書が贈られました



笑顔忘れず飛躍へ

矢本第一中学校 卒業式

矢本第一中学校の卒業式が3月24日に行われました。震災の影響で、前日まで体育館が避難所の物資置き場となっていたため、卒業生自らがボランティアをかって出て、物資の移動や会場を設営しこの日に備えました。

式では卒業生1人ひとりに卒業証書が手渡されました。これを受け、自分たちを支えてくれた家族や教職員、後輩たちに向け卒業生全員で「仰げば尊し」などを合唱。感謝の気持ちを歌に込めていました。



夢に向かって

矢本東小学校 卒業式

矢本東小学校の卒業式が3月24日、同校講堂で行われ、出席した卒業生に卒業証書が手渡されました。

今回の震災で予行練習もままならなかったため、式のプログラムを一部変更して開催。この中でも保護者が多数駆けつけ、成長した我が子の晴れの姿を温かく見守っていました。締めくくりには、卒業生全員でステージに立ち「旅立ちの日」を高らかに歌い上げ、学び舎に別れを告げました。

◀卒業生がステージ袖から登場。晴れの舞台を飾りました

■小中学校・幼稚園 始業式・入学(園)式の日程

学校名	始業式		入学式	
	日時	場所	日時	場所
矢本東小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:15 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
大曲小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:30 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
赤井小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:30 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
大塩小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:15 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
矢本西小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:15 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
赤井南小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:10 開始時刻 9:00	講堂	4月21日(木) 開始時刻 14:00	講堂
宮戸小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:15 開始時刻 9:00	図書室	4月21日(木) 開始時刻 14:00	図書室

学校名	始業式		入学式	
	日時	場所	日時	場所
小野小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:10 開始時刻 9:00	体育館	4月21日(木) 開始時刻 13:00	体育館
浜市小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:10 開始時刻 10:30	小野小体育館	4月21日(木) 開始時刻 14:30	小野小体育館
野蒜小学校	4月21日(木) 登校時刻 8:10 開始時刻 9:00	鳴瀬庁舎3階	4月21日(木) 開始時刻 10:30	鳴瀬庁舎3階
矢本第一中学校	4月21日(木) 登校時刻 8:15 開始時刻 9:00	講堂	4月22日(金) 開始時刻 10:00	講堂
矢本第二中学校	4月21日(木) 登校時刻 8:10 開始時刻 9:00	講堂	4月22日(金) 開始時刻 10:00	講堂
鳴瀬第一中学校	4月21日(木) 登校時刻 9:00 開始時刻 10:00	講堂	4月22日(金) 開始時刻 10:00	講堂
鳴瀬第二中学校	4月21日(木) 登校時刻 13:30 開始時刻 14:00	鳴瀬一中講堂	4月22日(金) 開始時刻 14:00	鳴瀬一中講堂

●矢本中央幼稚園は4月11日(月)に実施済。矢本はなぶさ幼稚園、鳴瀬幼稚園は現在日程調整中です。のびる幼稚園は未定。

○入学式の受け付け時間等については、各学校からの「お知らせ」で確認してください。確認が取れない場合は、式開始30分前に受け付けを済ませるようにしてください。

編集と発行：東松島市総務課秘書広報班 制作：石巻日日新聞社
東松島市役所
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1
TEL:0225-82-1111 FAX:0225-82-8143

【秘書広報班メールアドレス】
koho@city.higashimatsushima.miyagi.jp
【東松島市ホームページ】
<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

